平成２５年（フ）第２６９号
愛知県江南市天王町五反林39番地
破産者　山本敬一郎
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２７９号
愛知県一宮市丹羽字南屋敷1578番地２、開始決定時の住所愛知県一宮市開明字乾土37番地１　東陽第一ハイツ203号
破産者　伊藤　友江
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０１号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅11棟203号
破産者　末永　正彦
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４６４号
愛知県豊田市京町２丁目５番地９　サンライズ霧島302号、前住所愛知県豊田市石畳町坂下255番地39
破産者　北島　清貴
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
愛知県高浜市呉竹町２丁目３番地３　呉竹寮202号、前住所愛知県碧南市長田町２丁目21番地
破産者　鳥居　正人
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６７４号
京都市北区紫竹西桃ノ本町32番地15
破産者　伊豆藏潤一
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目214番地　アズックヒル尼崎203号
破産者　東本　太元
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９６号
和歌山県岩出市安上209番地
破産者　髙井　眞次
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1021番地21
破産者　佐古　博行
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
香川県善通寺市文京町１丁目３番11号
破産者　福本　陽子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２９号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷15番地４　辻アパート201、旧住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1871番地５
破産者　山﨑　聖士
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
長崎県長崎市界１丁目12番23号、旧住所長崎県諫早市飯盛町川下320番地
破産者　藤原　武好
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８３号
熊本県上益城郡甲佐町大字芝原638番地２
破産者　吉田　誠也
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４５号
宮崎市大字島之内1809番地５、開始決定時の住所宮崎市桜町22番地20
破産者　軸丸　尚子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０３号
宮崎市吉村町下り松甲2457番地２　第２横山ビル303号
破産者　松山　賢二
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０４号
宮崎市江平東町11番地11　江平ニューハイツ401号
破産者　堀添　玉幸
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０号
鹿児島県薩摩川内市永利町1804番地４、開始決定時の住所鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕1336番地15
破産者　稲福　鉄男
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３２号
栃木県栃木市大平町新1382番地３
破産者　廣田　和則
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部